

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.7

【共通】問1 防火管理制度に関する次の文を読み、消防法上正しいものを1つ選べ。

- (1) 遊技場と性風俗関連特殊営業を営む店舗等からなる管理について権原が分かれている2階建ての防火対象物で収容人員が50人のものの管理について権原を有する者は、消防計画の作成その他の防火管理上必要な業務に関する事項を、協議して、定めておかなければならない。
- (2) 収容人員が10人である飲食店A、収容人員が5人である飲食店B及び収容人員が10人である事務所Cからなる複合用途防火対象物の管理について権原を有する者は、防火管理者を定めなければならない。
- (3) 教職員数10人、児童数200人の小学校の敷地内に、事務室と教室からなる1号館（延べ面積600平方メートル）と、教室と講堂からなる2号館（延べ面積700平方メートル）が独立して建てられている場合、収容人員が210人の1つの防火対象物とみなして、防火管理者の選任や消防計画の作成を行わなければならない。
- (4) 延べ面積が400平方メートル、収容人員が100人の飲食店の用に供する防火対象物の防火管理者は、乙種防火管理者でもよい。

【消防用設備】問1 消防用設備等の設置に関する次の文を読み、消防法上正しいものを1つ選べ。

- (1) 誘導灯の技術上の基準が強化された場合、既存の防火対象物に設置されている誘導灯は、原則として、新たな技術上の基準に適合するよう措置されなければならない。
- (2) 床面積5,000平方メートルの事務所ビル（消防法施行令別表第1(45)項）として新築された防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準は、その後400平方メートル増築されても従前のものに適合していることで足りるが、さらに500平方メートル増築されると500平方メートル増築時点の技術基準に適合させる必要がある。
- (3) ホテルが改装されて事務所ビル（同令別表第1(45)項）として用いられることになった場合、当該ホテルに設置されていた屋内消火栓設備は、原則として、事務所ビルにかかる技術基準に適合するよう措置しなければならない。ただし、この防火対象物に法令違反はなく、改装にあたって増築・改築又は大規模な修繕若しくは模様替えはないものとする。
- (4) 消防用設備等の技術上の基準が強化された場合に、既存の防火対象物に設置されている消防用設備等に新たな技術基準が適用されることとなるような大規模の修繕及び模様替えは、当該防火対象物の主要構造部である壁又は床について行う過半の修繕又は模様

答

解説

- (1) 遊技場＝消防法施行令別表第1(2)項口、風俗営業施設＝同令別表第1(2)項ハ、同令第4条の2第1号、特定防火対象物で共同防火管理協議が必要なものは地階を除く階数が3以上のもの。
- (2) 飲食店と事務所からなる複合用途防火対象物＝消防法施行令別表第1(46)項イ、同令1条の2第3項、特定防火対象物の場合収容人員30人以上で防火管理義務、消防法施行規則第1条の3第2項、用途ごとの収容人員を合算＝25人。
- (3) 学校＝消防法施行令別表第1(7)項、同令1条の2第3項、非特定防火対象物（50人以上）、同令2条、同規則1条の3、教職員数＋児童数＝210人（延べ面積は無関係）
- (4) 飲食店＝消防法施行令別表第1(3)項口、同令3条1項、特定防火対象物の場合、延べ面積が300平方メートル以上のものは甲種防火管理者が必要。

答

解説

- (1) 消防法第17条の2の5第1項、消防法施行令第34条第5号、誘導灯については原則遡及。
- (2) 消防法施行令第34条の2第1項第1号、増改築された部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上となった場合は、遡及適用。
- (3) 消防法第17条の3第2項第4号、用途変更後に新たな用途にかかる技術基準が適用されるのは、変更後の用途が特定防火対象物の場合。
- (4) 消防法第17条の2の5第2項第2号、消防法施行令第34条の3、大規模な修繕及び模様替えの基準には、

替えである。

【消防用設備】問2 不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備に関する次の文章を読み、消防法上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 全域放出方式の不活性ガス消火設備の防護区画の開口部には、原則として防火戸又は不燃材料で造った戸による自動閉鎖装置を設置しなければならないが、漏れる量以上の不活性ガスを追加放出できれば設置の必要はない。
- (2) 二酸化炭素を放射する全域放出方式の不活性ガス消火設備を設置した防火対象物の部分の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー等に面して設けることはできない。
- (3) 駐車のために供される部分、通信機器室及び指定可燃物（可燃性固体類及び可燃性液体類を除く）の貯蔵・取り扱い施設に設けるハロゲン化物消火設備は局所放出方式のものとしなければならない。
- (4) 移動式のハロゲン化物消火設備に用いられる消火剤は、ハロン2402、ハロン1211又はハロン1301に限定され、HFC-23又はHFC-227eaを用いることはできない。

【防火査察】問1 違反調査における実況見分調書を作成する際に留意すべき事項のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 見分者は、事実をありのままに記載し、意見や憶測は記載せず、主観の入っているかなり等の修飾語は使用しないようにすること。
- (2) 記載した文字は改変してはならず、また、調書が二葉以上にわたる場合は、毎葉に作成者の契印をすること。
- (3) 実況見分調書は、違反現場に出向し見分を行ったものが作成する必要があるが、上司の指示で表現等は修正することができる。また、文字を削ったり、加えたりする場合は、欄外余白にその旨及び字数を記載し、認印すること。
- (4) 見分により確認した状況と違反法令とのかかわりを十分に把握し、違反に関連する重要な情報は詳しく、その他の情報は必要な部分を記載すること。

【防火査察】問2 違反処理は、原則として、違反処理基準の定めるところにより処理するものであるが、当該違反の態様、危険性、比例原則との均衡等を検討した結果、違反内容の危険性に対応した代替的安全措置を講じることなどにより、違反処理を留保する場合もあるが、留保する場合の例に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 避難器具の未設置違反が存する建物であるが、所有者等が権利関係について係争中であり、違反処理の名あて人が特定できない場合において、当該建物に避難器具が未設置である危険性の程度と比較衡量して、留保が妥当な場合
- (2) 自動火災報知設備の未設置違反が存する建物であるが、都市計画により、違反建物の取り壊しの工事が具体化されている場合で、当該建物に自動火災報知設備が未設置である危険性の程度と比較衡量して、留保が妥当な場合
- (3) 屋内消火栓設備の未設置違反が存する建物であるが、遺産相続により、違反建物の移転工事が具体化されている場合で、当該建物に屋内消火栓設備が未設置である危険性の程度と比較衡量して、留保が妥当な場合
- (4) 避難階段に大量の物件等が存置されている小規模建物であるが、物件を片付ける場所がなく、2日程度待つて欲しいと言われた場合において、当該建物に物件が存置されている危険性の程度と比較衡量して、留保が妥当な場合

床は関係しない。

**答
解説**

- (1) 消防法施行令第16条第1号。
- (2) 消防法規則第19条第5項第4号。
- (3) 消防法施行規則第20条第4項第1号。
- (4) 消防法施行規則第20条第5項第1号。

**答
解説**

- (1) 違反処理マニュアルによる。
- (2) 違反処理マニュアルによる。
- (3) 実況見分調書は、違反現場に出向し見分を行ったものの責任において、見分を行ったものが作成しなければならないから、上司が修正することは適当でない。なお、文字を削ったり、加えたりする場合は、欄外余白にその旨及び字数を記載し、認印する必要があること。
- (4) 違反処理マニュアルによる。

**答
解説**

- (1) 違反処理マニュアルによる。
- (2) 違反処理マニュアルによる。
- (3) 違反処理マニュアルによる。
- (4) 小規模建物における大量の物件存置については、法第5条の3により除去させるべきであり、社会通念上違反処理を留保することが妥当な場合は、ほとんどないと考えられる。

〔危険物〕問1 危険物の性状として、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 不燃性の固体及び液体のものもある。
- (2) 水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生するものがある。
- (3) 同一物質であっても、形状等によっては危険物に該当しないものもある。
- (4) 液体の危険物の比重は1より小さいが、固体の危険物の比重はすべて1より大きい。

〔危険物〕問2 製造所等の変更許可を受けた場合の仮使用について、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 完成検査前に市町村長等に届け出て、完成した部分の一部を使用した。
- (2) 市町村長等が行う完成検査を受けて、不合格になった部分以外の部分の全部を使用した。
- (3) 市町村長等の承認を受けて、完成した部分の全部を使用した。
- (4) 完成検査前に市町村長等の承認を受けて、変更の工事に係る部分以外の部分の一部を使用した。

答

解説 第1類や第6類のように一般には不燃性物質であるが、他の物質を酸化する酸素を分子中に含有しており、可燃物の燃焼を促進する性質を有しているものもある。また、塊状のものは着火しにくいですが、粉状になると着火しやすくなるものもある。液体の危険物の比重は1より小さいものが多く、固体の危険物の比重は1より大きいものが多い。

〔参照条文〕

消防法別表第1。

答

解説 原則として、変更許可を受けた場合には市町村長等が行う完成検査を受け、基準に適合していると認められた後でなければこれを使用してはならないこととされているが、変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても承認を受けた部分を仮に使用することができることとされている。

〔参照条文〕

消防法第11条第5項。

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答〉

昇任試験実力養成講座

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔自治法〕

問1 答 (2)

〔地公法〕

問1 答 (エ)

〔消防組織〕

問1 答 (5)

問2 答 (1) ○ (2) × (3) ○
(4) ○ (5) ○

〔消防教養〕

問1 答 (4)

〔消防法規〕

問1 答 (2)

問2 答 (4)

問3 答 (5)

問4 答 (4)

〔消防設備〕

問1 答 (3)

問2 答 (4)

問3 答 (1)

問4 答 (1)

問5 答 (3)

問6 答 (4)

問7 答 (3)

問8 答 (3)

問9 答 (1)

問10 答 (3)

〔危険物〕

問1 答 (3)

問2 答 (1)

〔防災〕

問1 答 (3)

問2 答 (2)

問3 答 (4)

〔救急〕

問1 答 (5)

〔救助〕

問1 答 (1) × (2) ○ (3) ×
(4) × (5) ×

〔石油コンビナート〕

問1 答 (4)

問2 答 (3)

〔原子力〕

問1 答 (3)

問2 答 (5)

〔無線法規〕

問1 答 (3)

〔無線工学〕

問1 答 (4)

〔国民保護〕

問1 答 (4)

問2 答 (3)

〔警防〕

問1 答 (4)

問2 答 (5)

問3 答 (2)

—— 消防司令問題 ——

〔組織管理〕

問1 答 (2)

〔人事管理〕

問1 答 (2)

〔消防財政〕

問1 答 (3)

〔警防〕

問1 答 (4)

問2 答 (2)

問3 答 (1)

〔救急〕

問1 答 (4)

—— 予防技術検定模擬テスト ——

〔共通〕

問1 答 (3)

〔消防用設備〕

問1 答 (1)

問2 答 (3)

〔防火査察〕

問1 答 (3)

問2 答 (4)

〔危険物〕

問1 答 (4)

問2 答 (4)

昇任試験実力養成講座・小論文

解答例

危険物施設の設置に先立って、法令への適合を确实なものとしておくため、関係者及び工事人が消防機関を訪れ、数々の相談ないしは法令上の要求事項について確認を求めにくことは日常的に行われている。こうした日常的事前相談に対する消防機関側の対応が、これが万一、法令の規定等に適合しなかったときには、消防機関の指導を信頼して危険物施設の工事に着手した関係者等に不測の損害を被らせることになってしまう。この場合に、事前相談に当たった担当者の行政指導の適否と、これに関連する民事責任が問題になってくるが、これに関しては国家賠償法第1条の規定によって判断しなければならない。そこで、国家賠償法第1条の賠償要件を確認すると、国又は地方公共団体の職員が、公権力に行使として故意又は過失により他人に違法に損害を加えたときには、当該国又は公共団体はその賠償の責に任ずると規定されている。そこで、先ず、問題になるのが、消防機関が事前相談にのる行為（行政指導）が国家賠償法上の公権力の行使に当たるか否かということである。この点については、考え方に広狭の差はあるが、通説、判例の立場は、純然たる私経済作用と同法2条の营造物の管理作用等を除けば他は公権力の行使に当たると解されていることから、危険物許可に先立つ事前相談に乗って種々の指導を行うことは、一応、公権力の行使の一つの態様といわなければならない。次に、ここでは過失の有無が問題になってくるが、一般に危険物事務担当者が、通常、指導すべき内容として当然そう指導する

だろうと考えられるところを、単に勘違いして指導を行ったというのであれば、これは過失を肯定できると考えられるが、解釈について、いずれに依拠するにしてもどちらにも十分合理的な理由があるような場合に、そのいずれかに立脚して指導を行う損害を与えても、これに過失があったとすることはできないというのが、現在の考え方である。さらに、消防機関に賠償責任があるといえるためには、事前相談に乗って指導した結果が、違法に損害を加えたといえなければならない。しかし、ここで違法というのは、具体的に法令に違反するといった趣旨ではなく、不当といえる状態であれば足り、被侵害利益の種類・内容と侵害行為の態様との相関関係から検討されなければならない。したがって、事前相談に際して、単に関連法令の規定をちよつと失念したり又は勘違いに起因して誤った行政指導を行って大きな損害を負わせたような場合には、事前相談（行政指導）に過失や違法性があったとして国家賠償法第1条の規定に基づき当該損害の賠償を行わなければならないと考えられる。なお、ここでの損害は、誤った行政指導と相当因果関係のある範囲内の損害に関して賠償を要することは言うまでもない。日常的に行っている許可等の事前相談への対応も、ちよつとした勘違いや、技術上の基準を独自に解釈して、結果的に誤った行政指導を行ってしまう場合があることを念頭に置き、日々の業務では、決裁者も含めて慎重を期した対応をすることが大切なことを再認識しておく必要がある。